

参議院外交防衛委員会會議録第十号

平成三十年四月十二日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十日
熊野 正士君 補欠選任
山口那津男君
江崎 孝君 福山 哲郎君
四月十一日
高瀬 弘美君 補欠選任
山口那津男君 河野 義博君
山口那津男君

出席者は左のとおり。
委員長 三宅 伸吾君
理事 猪口 邦子君
塚田 一郎君
中西 哲君
藤田 幸久君
杉 久武君
宇都 隆史君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
武見 敬三君
中曾根弘文君
堀井 巖君
山本 一太君
小西 洋之君
牧山ひろえ君
河野 義博君
井上 哲士君
浅田 均君
福山 哲郎君

國務大臣

外務大臣 河野 太郎君
防衛大臣 小野寺五典君

副大臣

防衛副大臣 山本ともひろ君

大臣政務官

防衛大臣政務官 大野敬太郎君
防衛大臣政務官 福田 達夫君

事務局側

常任委員会専門員 宇佐美正行君

政府参考人

外務大臣官房審議官 高橋 克彦君
外務大臣官房参事官 志水 史雄君
外務省中東アフリカ局長 岡 浩君
財務大臣官房長 矢野 康治君
環境大臣官房審議官 江口 博行君
防衛大臣官房長 高橋 憲一君
防衛大臣官房参事官 小波 功君
防衛大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 辰巳 昌良君
防衛大臣官房審議官 土本 英樹君
防衛大臣官房審議官 三原 祐和君
防衛大臣官房文書課長 前田 哲君
防衛省防衛政策局長 西田 安範君
防衛省整備計画局長

防衛省人事教育局長 武田 博史君
防衛省地方協力局長 深山 延暁君
防衛省統合幕僚監部総括官 鈴木 敦夫君

本日の會議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 政府参考人の出席要求に関する件
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三宅伸吾君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、熊野正士君、江崎孝君及び高瀬弘美君が委員を辞任され、その補欠として福山哲郎君、杉久武君及び河野義博君が選任されました。

○委員長(三宅伸吾君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(三宅伸吾君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に杉久武君を指名いたします。

○委員長(三宅伸吾君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議

のとおり、外務大臣官房審議官高橋克彦君外十四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(三宅伸吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三宅伸吾君) 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋でございます。

陸海空の自衛隊の定数を法律で規律する、日本にある全ての行政組織の中で自衛隊だけが法律で規律をしている、これはまさに国会による実力組織のシビリアンコントロールでございますけれども、そのシビリアンコントロールが日報問題で今壊れてしまっているのではないかと、そうした観点で質問させていただきます。

冒頭、財務省の官房長にお越しいただいていただきます。

今、防衛省、日々、日報が発見されておりますけれども、日報の探索に当たって、LANのシステムやあるいはパソコンの何かキーワードの検索ですね、というのをやっているかと承知していただけます。

財務省は、これ、私、三月二十八日の予算委員会あるいは野党の合同ヒアリングでも要求いたしましたけれども、昭恵、あるいは総理夫人、森友といったキーワードで財務省のLANシステム、あるいは個人所有のパソコン、あるいはハードディスク、そうしたものについての検索の調査を何をごこまごまやっているか、具体的に答弁願います。

○政府参考人(矢野康治君) お答え申し上げます。

す。財務省におきましては、今、決裁文書の書換えというゆゆしき事態を受けまして、大臣官房を中心としたしまして調査をいたしております。その調査におきましては、聞き取りであるとか文書の確認であるとかいったことを悉皆的にやっております、誰に聞く聞かない、あるいはどの手法を使う使わないといった中身の御説明につきまして御容赦をいただきたいと思っておりますけれども、あらゆる手法を駆使してきちんとした調査をするということでございます。

○小西洋之君 いや、防衛省が検索をしていると、キーワードで。何で財務省がそれをやっていると言えないんですか。しかも、委員会で、予算委員会でも、要求してありますよ。明確に答弁してください。やっていると、キーワードの検索を、LANシステムやパソコンの。

○政府参考人(矢野康治君) 書換えを誰が何の目的で、誰の指示を受けたか受けていなかったかといったことを有機的にかつきちんと調査しなければいけないということになっておりました、それについて、誰に聞く聞かない、あるいはどの手法を使う使わないといったことは、私ども、捜査当局ではございませんけれども、捜査当局に倣うぐらゐの調査をしているつもりでございます。その中で、その中身についてあるいは手法について申し上げることは差し控えたいと申し上げております。

○小西洋之君 国会が、国会が、予算委員会で国會議員がこういう調査をしてくださいと要求して、するといふ旨の答弁はいただいたと思っております。昭恵夫人の名前、あるいはほかの政治家の名前、総理の名前、そうした文書が改ざんされていた。そして、改ざんされていない文書、そうした文書がほかにも財務省の中にあるんじゃないか、そういう問題意識で検索をしてくださいというふう

に要求をしています。検索をしていないことですか、してないことですか、あるいはしないということですか。手法について答弁拒否なんてことは許されませんが、国会の監督ですから。議院内閣制を何だと思っているんですか。きちんと答弁してください。

○政府参考人(矢野康治君) しないとは申し上げておりません。あらゆる手法を駆使してと申し上げております。

○小西洋之君 防衛省は検索をしているというふうにもその調査の手法を言えて、なぜ財務省は言えないのかを答えてください。

○政府参考人(矢野康治君) この調査は、あるなしの問題ではなくて、あるなしについては三月十日に既に御報告をさせていただいております。二日に既に御報告をさせていただいております。そうではなくて、あるなしではなくて、それを誰がやったか、私どもの方は、あつたかなかつたかの問題ではなくて、はしたなくも、恥ずかしくも、書き換えたという事態が起こっております。その書換えを一体誰が何の意思を持ってやったかということの究明しなさいいけないということになっておりますので、それについてやっております。御理解ください。

○小西洋之君 防衛省でも、今、日々、日報が見付かっているんです。

私の三月二十八日の質問、野党の合同ヒアリングでの要求は、あるなしの問題なんです、主眼は、昭恵夫人という名前、あるいは森友と書いた文書、そうした文書が財務省の中にほかにあるんじゃないのか。私、元総務省で働いていましたから、LANシステム、検索掛ければ一発でそうしたキーワードが載った文書が出てくることは分かっている。そうしたことで予算委員会を言つて、検索するように要求をいたしました。あるなしを調べるのに、なぜ防衛省がやっている検索と違うやり方を財務省はしないのか。簡潔にそれだけ答えてください。

○政府参考人(矢野康治君) 今、御指摘の、委員が御指摘の点は、私が今答えました決裁文書の書換えを誰がやったかという話とは別の話でございます。別の話として、そもそも、森友学園の側、

あるいは籠池夫妻の側とのやり取りの記録が別途あるのではないかと御質問を国会でいただいたおりに、それについては、先生が御指摘のように、いろんな手法があるのではないかとということ、それについては理財局長の方からしっかりと調査はいたしますと答弁していただいております。(発言する者あり)

○委員長(三宅伸吾君) 速記を止めてください。

○委員長(三宅伸吾君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(矢野康治君) 改めて、御答弁させていただきます。

版は国会に出されていません。欠けている部分、見付かかっていない部分もある。それについても昭恵夫人の名前が載っている可能性などもあると思

います。だから、その決裁文書、まだある決裁文書以外の財務省のある文書の中、全ての文書にそうしたキーワードの検索を行うように要求をしておりますが、なぜそれが防衛省ができて財務省ができないのか、政府統一見解をこの委員会に出してください。

委員長、お願いいたします。

○委員長(三宅伸吾君) 後刻理事会で協議させていただきます。

○小西洋之君 じゃ、官房長は退席していただいて結構です、財務省。

○委員長(三宅伸吾君) 矢野官房長、退席いただいて結構です。

○小西洋之君 官房長、しっかりと検索をしてください、今すぐ戻って。

では、日報問題について、防衛省の日報問題について質問をさせていただきたいと思っております。今日、文書課長にお越しただいておられます、三原文書課長。

委員の先生方、お手元の配付資料の三ページを御覧いただけますでしょうか。三月の十二日、まさに財務省の改ざん文書が公表されたその日でございますけれども、防衛省の中で小野寺防衛大臣が、防衛省・自衛隊の幹部二十名余りに対して、

昨年の南スーダン日報の隠蔽の問題を踏まえて情報公開あるいは文書管理を徹底してほしいという指示をしております。ここに、黒線引いてありますけれども、文書課長がいらつしゃって、文書課長は当時イラク日報の存在を知っていたというふう

に言っております。

文書課長、簡潔に聞かれたことだけお答えください。

文書課長は三月の七日頃までに知ったというふう

に言っておりますけれども、どういふ経緯でイラク日報の存在を知り、そして、この質問にも答

えてください、この小野寺大臣の指示を聞いたとき、きにどういってお気持でこの指示を聞かれたか。南スーダンの日報の隠蔽問題、そして国会から要求されているイラク日報の存在を知っていたにもかかわらず大臣にすぐ報告してないわけですか、どういふ気持ちで文書課長は聞かれていたか、答弁をお願いします。

○政府参考人(三原祐和君) 防衛省の文書課長です。よろしくお願ひいたします。

まず冒頭でございますけれども、この報告を三月七日頃に行いました時点で、国会対応の重要性に鑑みて、速やかに大臣等に御報告をすべきところであつたというふうに考えてございます。直ちに大臣まで報告するような行動をしなかつたということで、大変御迷惑をお掛けしております。改めておわびを申し上げます。

その上で、済みません、今の御質問の件でございますけれども、まず、三月七……(発言する者あり) という経緯で、はい、失礼しました。

経緯でございますけれども、三月の五日に統幕の参事官から文書課員、私の部下でございますけれども、文書課員に本件に関する一報がまずございました。そして、七日頃でございますけれども、七日頃までに文書課員から私、文書課長に報告がございました。その際、イラクの日報につきましては、過去の国会議員からの資料要求あるいは国会答弁において不存在と答弁をしたり回答をした例があるということが併せて報告がなされたところでございます。まずそれが当時の答えです。

それから、もう一つ御質問ございました、三月の十二日、大臣から御指示があつたときの私の考えということでございますけれども、こちらにつきましては、当時、私、その場に司会のような形でありましたけれども、そのときに聞いたときのお話でございますけれども、やはり大臣からは、この関係につきましては、指導事項、平素からの指導事項といたしまして、日報等で過去の説明と異なるような事実が判明した場合には、国民の疑

念を抱かないように事実関係を速やかに公表をしていくという基本的な方針があるというふうに私は理解をいたしておりますので、本件につきましても、大臣の指示を受けて、既にその時点ではこれに、指示に沿つて的確に、事務的には的確に進めているという思いだけでございました。

以上でございます。

○小西洋之君 この今回のイラク日報の問題なんです、隠蔽が二つのフェーズで私はあると考へております。

一つは、本年に入ってから防衛大臣に三月三十一日に初めて上げたというその間の行為です。事実関係は明らかになつていませんけれども、そこに隠蔽があつた。また、もう一つは、昨年三月の二十七日に見付かつたということの段階での隠蔽であります。

文書課長に重ねて聞きますけれども、私、かつて総務省で働いておりましたけれども、文書課長は国会担当の課長です。で、今おっしゃつたように、昨年国会で要求されてた日報である、イラク日報は、ということを三月の七日頃、報告を受けた段階で知つていたわけですね。にもかかわらず、そのイラク日報の存在の事実を上司である官房長あるいは国会担当の土本審議官に直ちに報告しなかつた、と考へたその理由は何か。端的に理由、聞かれたことだけ答えてください。

○政府参考人(三原祐和君) お答えいたします。なぜ即報しなかつたのかという認識の話だといふふうに理解しております。

三月七日頃に本件の報告を受けた後でございますけれども、文書課におきまして、過去の国会議員からの資料要求、あるいは国会答弁、情報公開請求への対応など、本件に関連し得るものを確認するように、大臣への報告に向けて統幕の参事官と断続的に調整をいたしておりました。

そして同時に、統幕参事官においては、確認された約一万四千ページの文書がいわゆる日報に当たるとかといった確認ですとか、あるいは本当

に日報に該当するか、文書に欠損がないかという、そういったところも含めまして確認作業をやつておりました。あるいは、陸幕を中心に改めてイラクの日報がないか再確認を行つていたところでございます。

ただ、昨年のスーダンの日報問題の反省を踏まえ、まさにこういった重要な事実を私が認知をしたのであれば、速やかに大臣、次官、あるいは直属の上司である官房長等に一報いたすこと、一報することに思いを致すということが足りなかつたのだと思つております。

○小西洋之君 いや、大臣の報告のための準備をやつていたと言ふんですが、私が聞いてるのは、まさに第一報ですよ、第一報を大臣、そして大臣に上げるために、あなたの上司である官房長、事務次官、そして土本審議官に第一報、たつた一言を上げずに、上げなくてもいいんだと、国会から要求された資料であると、しかもちよつと参議院の予算委員会、財務省の改ざん問題、公文書の在り方が重大争点として審議をされてた、そうしたときに、上げなくていいと、上司たちに、官房長らに、そう考へた理由は何かを簡潔に教えてください。

○政府参考人(三原祐和君) 先ほども申し上げたところでございますけれども、大臣から平素から指導事項として、日報等で過去の説明と異なるような事実につきましては、国民の疑念を抱くことがないように事実関係を速やかに公表していくべきであるという御方針を承つておりますので、本件もこれに沿つて的確に業務を進めていくと、その認識でございます。

○小西洋之君 上司である官房長や事務次官あるいは土本審議官に一言も報告しないことが国会担当の総務課長としての確かな業務運営だといふふうな認識だつたということですか。

○政府参考人(三原祐和君) 業務認識としては全く至らなかつたと思つております。大変申し訳ございません。

○小西洋之君 先輩、同僚の委員、先生方、明らかにおかしいわけですか。こんなことあり得ないわけですか。

国会担当の総務課長なんです、事実関係だけ簡潔に教えてください。三原文書課長、総務課長は、直ちに官房長、事務次官、あるいは土本審議官、報告、相談したんじゃないですか、直ちに。自分がイラク日報の存在を知つた段階で実は直ちに相談しているんじゃないですか。報告しているんじゃないですか。

○政府参考人(三原祐和君) お答え申し上げます。私に上がった後、官房長に上げるまでの間に、特にその前に、事前の段階で上げるといふことはやつておりません。

○小西洋之君 防衛省の説明によれば、官房長は三月二十九日、事務次官は三月の三十日、統幕長、陸幕長は三月三十日に初めてイラク日報の存在が報告されたといふふうになつております。

小野寺大臣に伺いますけれども、今のやり取りをお聞きになつていて、本年の話です、一月の十二日に研究本部から陸幕にイラク日報の存在が報告されております。一月十二日以降、小野寺大臣が仮に報告を受けていけば、イラク日報の報告を受けていけば、小野寺大臣はもう直ちに、昨年国会から要求されている資料ですから、そうした資料が見付かつたといふ第一報を国会に報告し、かつ国民に対して公表したと、そういうおつもりだつたでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 私は、今現在もそうでありませんが、過去に国会から御要請があつた文書、資料要求等が、過去にないと言つていたにもかかわらず発見された場合、それはしっかりそのものだとすることが確認できた段階で速やかに国会に御報告をし、また、その当時、資料要求や国会質問をされた議員の方には事務方を通じてお知らせ、おわびをし、また記者会見等を通じてこういうことがあつたということを公表するというのが私の役目だと思つております。

○小西洋之君 大臣に重ねて伺いますけれども、

大臣がそうした、報告があればすぐに国会に、世の中に報告するというお考えであるにもかかわらず、三月の十二日、財務省の改ざん事件を踏まえ、大臣が、そこにいらつしやる官房長や土本審議官、そして文書課長に対して、統幕長らもいまして、文書課長に、情報公開、文書管理の徹底を指示している。

それを聞いていた文書課長、大臣の下の官房総務課長です、官房総務課長が、大臣はもちろん、その直属の上司である官房長らにもイラク日報の存在を直ちに報告しなかつた。それから二週間も掛けて初めて報告された。非常に信じ難い、理解し難い、不思議な違和感のあるお話だというふう

○国務大臣(小野寺五典君) 私、三月三十一日に報告を受けた際に、たしかそのときに一連の経緯、今言ったある程度状況についての報告が併せてあったときにすぐ思ったのは、なぜ分かつた段階で第一報を私にしなかつたんだということ、それに関してはいろんな事務的な精査をしていたというふうな報告はありましたが、私としては、もしあつたということが分かれば直ちに第一報を私にするべきだということで、厳しく指示、指導いたしました。

○小西洋之君 文書課長に伺いますけれども、結局、官房長には三月二十九日まで上がつていないわけですね。その間、あなたのその官房筋の上司に報告をしないという方針を、文書課長は誰と相談して決めましたか。御自分の判断だけで決めましたか。あるいは、当時、鈴木総括官は三月の五日にイラク日報の存在を知っていたんですけれども、鈴木総括官と共謀してそういう方針を決められたんですか。誰の判断で上司に上げない、文書課長の判断でそういうことをしたのかどうか、答弁ください。

○政府参考人(三原祐和君) お答え申し上げます。今御指摘の件でございますけれども、私が報告を受けた七日頃から官房長に報告をするまでの

間、他の者に相談を、この内容について相談を申し上げたという事は一回もございません。

○小西洋之君 本件、非常に不可思議なんです。立派な優秀な官僚の皆さんが、私も霞が関におりましたけれども、すぐ上司、そして何よりも政務、大臣を始め政務に報告するはずの案件を鈴木総括官だけで言わば握っていた、文書課長だけで握っていたということを書いてあるんですね。これ、組織的な隠蔽ですよ、これ。相談したに決まっているじゃないですか。相談しなかつたら文書課長の職責違反ですよ、これ。だって国会問題なんですから、国会担当の課長。鈴木総括官もそうですよ。明らかにおかしい。非常に理解不能なことが行われていると。

大臣に伺いますけれども、今回の大野政務官の調査対象は、この本件の、今私が議論させていただいた一月十二日以降のことは調査対象に入っていないということですが、まさにこれ、大臣に対するシブリアンコントロール、そして我々国会の実力組織に対するシブリアンコントロールが敷かれていたというふうな問題ですから、調査対象にするべきではないんですか。

○国務大臣(小野寺五典君) まず、今回のなぜ速やかに第一報が来なかつたかということ、これは今厳しく私の方で指示をして、すぐに何かあつたら上げるようにということで再度申し渡しております。

今、私ども、まず真つ先に説明するべきことといたするのは、昨年の三月二十七日に陸幕の研究本部においてイラクの日報を発見したにもかかわらず、それを直ちに稲田防衛大臣まで、上の方まで上げなかつたということ、誰が知っていて、どの範囲で行つていったのか、なぜなのか、それをまず最初に説明すること、これが私どもとしては、実際に過去の国会答弁等に対してしっかりと対応していないところでありまして、そこに関してまず初めにしっかりと調べるべきだということ、今、大野政務官にお願いをし、ここについて今調べているということでありまして。

○小西洋之君 いや、大野政務官のチームの調査対象を昨年のものだけに絞るということは、本年、特に三月の十二日、小野寺大臣が指示をしていくにもかかわらず、部下の最高幹部の皆さんはイラク日報の存在を黙っていたということですから、大野政務官の調査対象を絞ることは、小野寺大臣のシブリアンコントロールのミス、それを覆い隠す、そういう調査方針じゃないんですか、簡潔にお答えください。

○国務大臣(小野寺五典君) 今回、この一連の事案の中で一番私も問題視をしているのは、昨年の三月二十七日に実際にイラクの日報があつたということを確認をしたにもかかわらず、それを当時の大臣等によっていなかつた、そのことがまず一番大きな私どもとしては問題意識であります。そこをしっかりと説明するということが大事だと思つていまし、今、これは一月十二日なのか二月末か三月なのか、どの時点で実際にその日報をイラクの日報として確認したかはまだいろいろ中で精査をする必要があるかと思つていますが、いずれにしても、分かつた段階で速やかに上げなかつたか、この事務的な流れの遅さに関して、そこはしっかりと私どもとして襟を正していくべきだと思つております。

○小西洋之君 まともに答えていないため疑惑は深まる一方でございます。ちよつと次の質問、昨年の隠蔽問題について、資料の、先生方、五ページ御覧いただけますでしょうか。昨年の三月の二十七日、イラク日報が発見されただけでも、当時の教訓課長らは、国会で求められていたのは南スーダンの日報なので、このイラク日報というのは報告すべきものでないと思つていなかったというふうなことを言っているんですが、これは明らかにおかしいと思つています。二月二十二日に稲田大臣の指示を受けてイラク日報を研究本部で探しているんですか。

防衛省、答えていただきたいんですけれども、既に二月二十二日の指示でイラク日報の存在を研究本部で探しているのに、その後、三月二十七日

に見付かつたときに、それが国会要求されていた資料だというふうになつた、教訓課長などが思わなかつた理由について合理的な説明をしてくださいます。

○大臣政務官(大野敬太郎君) ただいま御指摘の点について、まさに我々が不思議な点だと思つておりまして、先生の御疑問を私がまさに説明しようというところ、大臣の指示の下に説明しようというところでございます。中身につきましては、何とぞ、今の時点では間違つた報告を国会にすることもできませんので、しっかりと原因が説明、状況が説明できた時点でしっかりと報告をさせていただきたいと思つております。

状況についての説明はよろしいですよ。○小西洋之君 いや、大野チームが立ち上がつてから一週間たちますよ。で、今の私の質問は、おつた防衛省に今日の質問の前提事実として報告してほしいと求めました。一瞬で確認できる話じゃないですか。当時の教訓課長や教訓センター長などに聞けばいいだけじゃないですか。それができないというのは調査をしていないということだと思つております。

最後、官房長に聞きますけど、先生方、お手元の資料の四ページ御覧いただけますか。三月の二十三日に安倍総理が閣僚懇談で小野寺大臣に対して文書管理、情報公開を徹底を指示をしております。それを受けて官房長が、資料の二ページですが、あれもあつ、済みません、ちよつと資料付けられていませんけれども、防衛省の全部局に対して、自衛隊の全部局に対してこの総理指示を徹底しています。

官房長に伺いますが、三月二十七日の総理指示に基づく情報公開や文書管理の徹底を自衛隊、防衛省の中に指示をしていながら、なぜあなたは、三月十二日の小野寺大臣の指示も含めて、イラク日報の存在というものをあくまで知らなかつたというふうに言い張つていらっしゃるんですか、本当

なんですか。私はそれは余りにもおかしいこ

とだと思えます。文書課長から報告を受けていた
んだけれども、組織的に隠蔽をしていたんじゃない
んですか。

○政府参考人(高橋憲一君) 今回の事案が、私の
部下である文書課長の判断の不適切さから出たこ
とについては深くおわび申し上げます。

私がこのイラクの日報の存在について部下から
説明を受けましたのは三月の二十九日ということ
でございますので、その点については御理解をい
ただきたいと思えます。

○小西洋之君 疑惑は深まる一方だということ
を申し上げて、終わります。ありがとうございます
た。